

令和6年7月17日

猪名川町立小学校長 様
猪名川町立中学校長 様
猪名川町立幼稚園長 様

猪名川町教育委員会

熱中症予防にかかる2段階の警戒アラートの発表時の対応について

令和6年度から法律の改正により、従来の「**熱中症警戒アラート**」に加え、新しく「**熱中症特別警戒アラート**」の2段階の運用が開始されることとなりました。

特に新しく設定された「**熱中症特別警戒アラート**」は、広域的に過去に例のない危険な暑さなどにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合に発表されます。その場合は、学校・園は「臨時休校」とします。

以下従来のことと合わせて、各学校・園において適切に対応願います。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合（前日の午後2時頃に発表）

暑さ指数（WBGT）が県下19か所において3.5以上と予想されるとき、全県に発表。

町立小中学校、幼稚園は臨時休校とする。

土日祝日及び長期休業日の場合は、学校行事や部活動などのすべての活動を中止する。

留守家庭児童育成室（放課後児童クラブ）も、臨時閉室とする。

2 「熱中症警戒アラート」が発表された場合（前日の午後5時か当日の午前5時頃に発表）

（1）観測地点（三田）の暑さ指数（WBGT）が3.3以上のとき

屋外等や涼しい場所以外での活動を禁止する。

（2）観測地点（三田）の暑さ指数（WBGT）が3.3未満のとき

学校・園で計測した暑さ指数（WBGT）が3.1以上の場合は原則屋外等や涼しい場所以外での活動を中止する。ただし、中体連などの大会などは、主催者の判断に従うものとする。

3 熱中症への細心の注意と的確な対応

- ① 学校・園ごとに暑さ指数（WBGT）の計測と周知徹底を行う。
- ② こまめな休憩と水分補給、塩分補給、涼しい場所への避難を徹底する。
- ③ 熱中症特別警戒アラートが発表された時は、学校・園 HP やミマモルメによる一斉メール配信による情報を周知徹底する。